

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は特定公的給付の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和8年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度物価高騰対策給付金(第1号)の支給事務 (2)令和5年度物価高騰対策給付金(第2号)の支給事務 (3)令和6年度物価高騰対策給付金(第1号)の支給事務
③システムの名称	1 統合宛名システム 2 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付の支給事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項及び別表135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉政策課
②所属長の役職名	福祉政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部福祉政策課 TEL 0979-62-9800
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部福祉政策課 TEL 0979-62-9800
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	データの流失や欠損を防ぐため、USBの管理や編集に制限をかけている。
9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input checked="" type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	データ管理に制限をかけている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月4日	評価書名	令和5年度中津市住民税非課税世帯給付金支給事務 基礎項目評価	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価	事後	
令和6年3月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年7月14日時点	令和6年2月16日時点	事後	
令和6年3月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年7月14日時点	令和6年2月16日時点	事後	
令和6年5月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年2月16日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年2月16日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項及び別表第一の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和5年デジタル庁・総務省告示第25号)第7号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和6年デジタル庁・総務省告示第1号)第1号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和6年デジタル庁・総務省告示第7号)	番号利用法第9条第1項及び別表135の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号及び別表第二の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和5年デジタル庁・総務省告示第26号)の表7の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和6年デジタル庁・総務省告示第2号)の表1の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和6年デジタル庁・総務省告示第8号)の表	番号利用法第19条第8号及び番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年6月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	なし	十分である	事後	様式改正に伴い追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	データの流出や欠損を防ぐため、USBの管理や編集に制限をかけている。	事後	様式改正に伴い追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴い追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式改正に伴い追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	データ管理に制限をかけている。	事後	様式改正に伴い追加
令和7年8月22日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(3)令和6年度物価高騰対策給付金の支給事務	(3)令和6年度物価高騰対策給付金(第1号)の支給事務	事前	新たな事務の開始に伴い修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和7年8月1日時点	事前	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和7年8月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和7年8月1日時点	事前	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和8年6月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年8月1日時点	令和8年4月1日時点	事前	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和8年6月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年8月1日時点	令和8年4月1日時点	事前	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)